

令和7年度「NPO法人設立・運営相談窓口事業（東部ブロック・北ブロック）」 企画提案募集 実施要項

1 委託事業名

NPO法人設立・運営相談窓口事業（東部ブロック・北ブロック）

2 事業の目的

NPO法の理念やNPO法人に関する正しい知識の周知を図るとともに、市民のNPO活動への参加促進とNPO法人の健全な発展を支援するため、NPO法人の設立を検討している市民や団体に対して必要な情報の提供や助言を行い、また設立後のNPO法人に対して、定款変更をはじめ法人運営に関する助言等を行う相談窓口を設置する。

3 委託期間（予定）

契約締結日～令和8年3月31日

4 募集ブロック

以下のブロックごとに事業者を1団体ずつ（複数のブロックに応募いただくことが可能。）選定する。

ブロック	事業地域 ※1	事業者数
東部ブロック	東灘区、灘区	1団体
北ブロック	北区	1団体
中部ブロック	中央区、兵庫区、長田区	1団体
西ブロック	須磨区、垂水区、西区	1団体

※1 事業地域とは

相談窓口及び説明会の実施地域を示す。相談対象は、同ブロック内に拠点を置くNPO法人等を想定しているが、他ブロックのNPO法人等からの相談を除外するものではない。

※2 中部ブロック、西ブロックについては、令和7年度「NPO法人設立・運営相談窓口事業（中部ブロック・西ブロック）」企画提案募集 実施要項 参照。

5 委託事業の内容

- (1) 神戸市所轄のNPO法人の設立、定款変更、役員変更、解散等の手続及び内容に関する相談、決算書類作成にかかる会計事務、その他運営に関する相談業務（認定に関するものを除く。）
- (2) 事業報告書等の作成及び定款変更等の手続に関する相談会の企画・開催
- (3) (1)～(2)にかかる広報
- (4) (1)～(3)にかかる神戸市との連絡調整

6 委託料上限額

東部ブロック 1,300,000円、北ブロック 1,000,000円、を上限額とする。

7 事業実施要件

(1) NPO法人の設立、運営に関する相談窓口業務について

- ① 相談窓口を各ブロック内の地域に1か所以上設置すること。

ブロック	事業地域
東部ブロック	東灘区、灘区
北ブロック	北区

- ② 相談対応については、相談を受けるために必要な時間を確保すること。

参考

	東ブロック（東灘区、灘区、中央区）	西ブロック（兵庫区、北区、長田区、須磨区、垂水区、西区）
令和2年度	279件（102団体）	207件（109団体）
令和3年度	200件（158団体）	121件（95団体）
令和4年度	（東ブロック・西ブロック合わせて）352件	
令和5年度	（東ブロック・西ブロック合わせて）397件	

- ③ 相談窓口設置時間は、対面による相談が可能であること。
- ④ 相談業務に係る内容は、クレームも含め対応すること。カスタマーハラスメント、不当要求等と判断し通常と異なる対応をとる場合は、神戸市と協議のうえ対応すること。
- ⑤ 適宜、オンライン面談、電子メール、電話、FAX等による対応も行うこと。
- ⑥ 相談に使用する手引書は、兵庫県・神戸市が共同で発行する手引書を用いること。
- ⑦ 相談は無料であること（配付資料も含む）。
- ⑧ 相談窓口を案内するリーフレット等を作成し、広く周知すること。
- ⑨ 毎月、前月に受けた相談やその対応等について、相談ごとに、別に定める様式により神戸市に報告すること。
- (2) 事業報告書等の作成及び定款変更等の手続きに関する相談会の企画・開催について
- ① 事業報告書等の作成及び定款変更等の手続きに関する相談会を4月から6月の間に年1回以上、企画・開催すること。
- ② 相談会参加は無料であること（配付資料も含む）。
- ③ 相談会の企画書及び実施報告書を作成し、実施前及び実施後に神戸市に提出すること。
- (3) (1)～(2)にかかる広報について
募集案内やパンフレット、チラシを作成し配布すること。また、効果的な広報手段を用い、適宜情報発信すること。
- (4) (1)～(3)にかかる神戸市との連絡調整について
相談内容のケース検討や業務に関する調整を行う会議を、合わせて年6回（原則2ヶ月に1回）行うこと。また、その他受託事業実施に必要な事項については神戸市及び受託者間で適宜連絡調整を行うこと。
- (5) その他、本事業の実施に当たっては、市が行う他のNPO支援施策とも連携し、効果的な支援を行えるよう努めること。

8 応募者の資格

神戸市内に本店（主たる事務所）があり、かつ、法人格を有する団体であって、次の要件を満

たすもの。

- ① 法人の定款において、NPO法人の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行う旨を定めていること。
- ② 特定非営利活動促進法、関連法令及びNPO法人会計基準等に精通し、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。

9 スケジュール

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年2月19日（水） |
| (2) 企画提案参加申込書兼質問書提出期限 | 令和7年3月10日（月） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年3月14日（金） |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年4月7日（月） |
| (5) 提案選考会における提案時間の通知 | 令和7年4月8日（火）以降 |
| (6) 提案選考会 | 令和7年4月11日（金）午後 |
| (7) 選定結果通知 | 令和7年4月14日（月）以降 |
| (8) 契約締結・委託開始 | 令和7年5月1日（火）【予定】 |
| (9) 委託終了 | 令和8年3月31日（月） |

10 応募書類の配布場所

(1) 配布場所

- ① 神戸市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/press/705707168417.html>

- ② 神戸市地域協働局地域活性課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市役所1号館23階）



二次元コード

(2) 配布期間

令和7年3月10日（月）まで（土日祝を除く）

9時から17時まで（但し、12時から13時までを除く）

11 応募方法

(1) 企画提案参加申込書兼質問書の提出

応募者は、別紙様式1に定める「企画提案参加申込書兼質問書」を応募するブロックごとに作成し、提出してください。

- ① 提出書類

「企画提案参加申込書兼質問書」（様式1）

- ② 提出先

神戸市地域協働局地域活性課 担当：坂田

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市役所1号館23階）

TEL : 078-322-6837 FAX : 078-322-6133

E-mail : npo@city.kobe.lg.jp

③ 提出期限

令和7年3月10日(月) 17時必着

④ 提出方法

持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

なお、行き違いがないよう、FAX、電子メールの場合は、送信後に「②提出先」に電話で届いているかどうか確認してください。

※ 郵送による場合について、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。

※ 質問に対する回答は、令和7年3月14日(金) 17時までに、応募者全員に郵送、FAXまたは電子メールで回答します。

※ 質問は、「企画提案参加申込書兼質問書」(様式1)以外では受け付けません。

(2) 企画提案書等の提出

「企画提案参加申込書兼質問書」の提出者は、委託事業の実施についての「企画提案書」及び「事業見積書」を応募するブロックごとに作成し、提出してください。

※ 期限までに「企画提案参加申込書兼質問書」を提出していない場合は、「企画提案書」及び「事業見積書」の提出はできません。

① 提出書類

- ・ 「企画提案書」
- ・ 「事業見積書」

※ 事業実施に係る経費の内訳を業務別に分けて記載してください。

※ 説明会について、それぞれ1回あたりの開催経費がわかるように記載してください。

※ A4サイズ、様式自由。ただし、別紙様式2に定める表紙をつけてください。

② 「企画提案書」への記載事項

ア 相談窓口業務について

- ・ 相談窓口業務にあたっての基本方針
(相談対応の方針、対応時に留意すること等、相談窓口業務についての考え方、基本方針について記載してください。)
- ・ 相談窓口の設置方法〔相談窓口を置く場所(住所)、開設時間帯等〕
- ・ 相談対応方法(具体的な手順)
- ・ 実施体制(相談員の人数、経験年数等)
- ・ その他、支援に関するネットワーク等関連団体との連携

イ 相談会について

- ・ 実施計画案(内容、時期、対象者、運営体制等)

ウ 本要項記載内容以外で実施する効果的な提案

- ・ 実施計画案(内容、時期、対象者、運営体制等)

③ 添付書類

- ア 団体概要〔法人名、代表者、所在地、連絡先、法人の組織図(人員体制)、中間支援実績、相談員の実績〕

- イ 定款
- ウ 決算報告書
- エ 事業報告書
- オ 委託事業と同種の相談業務の実績内容を説明する資料
 - ※ その他、適宜、パンフレット、参考となる資料を添付してください。
 - ※ 決算報告書、事業報告書は、直近のものを提出してください。

④ 提出先

神戸市地域協働局地域活性課 担当：坂田

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市役所1号館23階）

T E L : 078-322-6837 F A X : 078-322-6133

⑤ 提出期限

令和7年4月7日（月） 17時必着（土日祝を除く）

⑥ 提出部数

正本1部 副本9部

⑦ 提出方法

原則、持参に限ります（事前予約の上、「④提出先」に持参してください。）。

※ 郵送希望の場合は、事前にご相談ください。

12 選考・決定について

提案選考会において提案説明を実施し、本事業の委託候補者を決定します。

(1) 提案選考会の開催

日時：令和7年4月11日（金） 午後を予定

場所：神戸市役所内会議室を予定

※ 1団体あたりの提案説明の時間は8分以内、選考委員との質疑応答の時間は8分以内とします。

※ 各団体の提案時間については令和7年4月8日（火）以降、提案団体に連絡します。

※ 提案書を提出した団体は必ず出席してください。欠席の場合は選考対象から除外します。

(2) 委託候補者の選定方法

提出書類及び提出者による提案選考会（非公開）での提案説明を受け、選考委員による以下の項目に関する評価に基づき、候補者を決定します。選考の結果、いずれの応募者も以下①、②の合計点が配点の合計の5割に満たない場合は、候補者なしとします。また、見積価格が委託料上限額を上回った場合は評価の対象外とします。評価が同点の場合は、選考委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。

① 団体適性（配点：45点）

- ・団体として主体的に事業を遂行する組織基盤・相談体制はあるか。（10点）
- ・法人としての決算報告書類等は適正に作成されているか。（10点）
- ・相談・運営体制は十分か。（10点）
- ・NPO法人認証制度に関する十分な知識があるか。（10点）
- ・委託事業と同種の相談業務の実績があるか。（5点）

② 計画性・有効性（配点：40点）

- ・相談窓口の設置日、設置時間等は利用しやすい設定になっているか。（5点）
- ・相談窓口の設置場所は、事業地域の利用者にとって利用しやすい場所にあるか。（5点）
- ・相談対応についての考え方、方針は妥当であるか。（10点）
- ・説明会（セミナー）・相談会の企画案は、対象者にとって有益な内容・工夫がされているか。（10点）
- ・説明会（セミナー）・相談会の規模、回数等設定は実行可能であり、有効か。（5点）
- ・募集要項で指定している業務以外で効果的な提案が盛り込まれているか。（5点）

③ 事業費の見積り（配点：10点）

次の式によって算出：10点×（最低提示価格※ ÷ 応募者提示価格）

※ 最低提示価格とは、全ての応募者の提示した価格のうちの最低価格とします。

④ 男女共同参画の職場づくりへの社会的貢献度（配点：5点）

以下のいずれかに該当しているか。

評価項目	確認方法
・こうべ女性活躍推進企業認定制度 （ミモザ企業）	認定証の写し ※神戸市のHPにて公表
・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表
・くるみん認定・プラチナくるみん・ トライくるみん認定	くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表
・ユースエール認定	ユースエール認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表
・ひょうご女性の活躍企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご女性の活躍推進会議のHPにて公表
・仕事と生活のバランス企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご仕事と生活センターHPにて公表
・一般事業主行動計画	一般事業主行動計画策定（労働局の受付印のあるもの）の写し

(3) 結果発表

後日、各応募者に対して文書により通知します。

13 その他

- (1) 本件プロポーザル審査において使用する言語は日本語とします。
- (2) 提出物一式は、結果にかかわらず返却しません。
- (3) 企画提案書等の作成にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (4) 神戸市が指示する場合を除き、提出期限以降の書類の変更・差替え・追加提出若しくは再提出は認めません。
- (5) 企画提案書について、あらかじめ提案選考会前に内容の確認（ヒアリング）を行う場合があります。
- (6) 委託候補者は、神戸市と神戸市所定の「委託契約約款」に基づく委託契約を締結します。

契約の詳細については別途委託候補者と神戸市との間で協議することとし、業務内容は、法令に違反しないよう留意することとします。

- (7) 当該業務にかかる令和7年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この提案募集に基づく契約を締結しないことがあります。
- (8) 委託契約締結後、受託者は、神戸市が別途指定する日までに業務実施計画書を神戸市に提出し、承認を受けるものとします。